

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨届出があった件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨通知があった件 三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三
- 随意契約の相手方を決定した件 三
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 三
- 一般競争入札を行う件 三
- 正 誤 七
- 平成二十三年三月二十五日付け定例第二千二百六十九号中 三
- 平成三十年七月二十七日付け定例第三千二十三号中 三
- 令和元年七月三十日付け定例第二十五号中 三
- 令和四年十一月二十二日付け定例第三百四十号中 三

## 告 示

### 福島県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
調剤薬局 ゼネファーマ ム館馬店	会津若松市館馬町一―七	株式会社 ゼネラル ファーマ シー	福島市永井川字北谷地七―一	同日	居宅療養管理指導 介護予
ゼネファーマ ム薬局本 町店	二本松市本町一丁目七―一 番地	株式会社 ゼネラル ファーマ シー	福島市永井川字北谷地七―一	同日	居宅療養管理指導 介護予
ゼネファーマ ム薬局根 崎店	二本松市根崎二丁目一九九	株式会社 ゼネラル ファーマ シー	福島市永井川字北谷地七―一	同日	居宅療養管理指導 介護予
ゼネファーマ	二本松市	株式会社	福島市永井川字	同日	居宅療養管理指導

△薬局小 浜店	小浜字新 町一九	ゼネラル ファーマ シー	北谷地七―一	養管理指 導 介護予 防居宅療 養管理指 導
------------	-------------	--------------------	--------	---------------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年一月三十一日から同年五月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドル坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三八六番地一ほか
  - 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
  - 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
  - 四 届出年月日  
令和五年一月十九日
  - 五 届出をした者  
株式会社ニュースペース
- (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年一月三十一日から同年五月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大熊町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT 4 大熊店 双葉郡大熊町大字夫沢字中  
央台一三〇〇ほか十二筆

- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 三ツ田 勝規  
(変更後) 代表取締役 三ツ田 佳史
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 三ツ田 勝規  
(変更後) 代表取締役 三ツ田 佳史
- 三 変更した年月日  
平成二十九年五月八日
- 四 届出年月日  
令和五年一月二十日
- 五 届出をした者  
株式会社 PLANT

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字中田字石ノ森一七〇の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 四 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字板橋字沢古屋三三二の一、字岩棚五九

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字中田字高野一五〇の一、一五一  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字中田字田ノ作二二二の二、二二三五  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字中田字高野一五三、一五四、字孫目二七六、二八三の二  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字板橋字山口一九六の一  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡石川町大字北山字下村松一五九の三、一五九の一〇  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第六十三号**  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
須賀川市大栗字鞍掛石五の一、五の二、六、七、一一七の四四、二〇八、二二三の一、二一四から二一七まで、二二八の一、二一九の一、二二〇から二二三まで、二二五、二二六の二、二四〇の二、二四一、二四四の一、二四八
  - 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
須賀川市大栗字鞍掛石五の一、五の二、六、七、一一七の四四、二〇八、二二三の一、二一四から二一七まで、二二八の一、二一九の一、二二〇から二二三まで、二二五、二二六の二、二四〇の二、二四一、二四四の一、二四八
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
金森孫治郎 小森孫作 小森広吉 小山田亀之助 玉川伊三次 玉川子之吉
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第千八百三十三号）によること。

(森林保全課)

公 告

## 公告第15号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年11月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
54,570,230円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
(商工総務課)

## 公告第十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
令和五年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT 4 大熊店 双葉郡大熊町大字夫沢字中  
央台一三〇〇ほか十二筆
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一万三千二百五十六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十九年十月二十七日
- 五 届出年月日  
令和五年一月二十日
- 六 届出をした者  
株式会社 PLANT

(商業まちづくり課)

**公告第17号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙 A 4 （2,500枚入） 予定数量 30,000箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年2月21日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年2月21日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和5年1月31日（火）から同年2月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月7日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年2月7日（火）午後1時10分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年3月14日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日（月）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契



約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。なお、この入札によ  
る契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価  
に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金  
額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金  
額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入  
札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ  
た契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4 size  
copy paper (2,500 sheets/box) Scheduled quantity: 30,000 boxes

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 14 March 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 March 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年三月二十五日付け定例第二千二百六十九号中

一一一	下	後ろか ら六	御蔵前	石頭
-----	---	-----------	-----	----

○平成三十年七月二十七日付け定例第三千二十三号中

四三七	下	後ろか ら十七	六九番二	六八番一
		後ろか ら十五	一〇〇番一	一四八九番一

○令和元年七月三十日付け定例第二十五号中

一四六	上	十八	六九番二	六八番一
		二十	一〇〇番一	一四八九番一

○令和四年十一月二十二日付け定例第三百四十号中

五二四	上	七	唐倉	坂瀬川
		十		